

フィリピンの政府間関係 — 地方政府は自律性を高めたか —

大阪大学 准教授 西村 謙一

フィリピンは、1987年憲法と1991年地方政府法によって大胆な地方分権化を進めた。基礎的サービスの実施や開発計画策定の権限を中央政府から地方政府に委譲し、財政面、人事面での地方政府の自律性を高めるための仕組みも導入した。しかし他方で、フィリピンの政治体制は植民地期から続く中央集権的な性格を色濃く有している。このような政治的・行政的伝統を持つフィリピンで実施された地方分権化のなかで、地方政府はどの程度まで自律性を高めたのだろうか。本稿では、植民地期からの中央—地方関係の変遷を概観し、地方分権体制のもとでの地方政府の実情について、その問題点と改善への試みを含めて分析・考察する。

1 フィリピンの民族と宗教

フィリピンは、298,170平方キロメートル（日本の約8割）の国土面積を持ち、7,641の島々で構成される島国で、人口は2020年現在、1億903万5,343人である（PSA 2021）。民族構成としてはマレー系が大半を占め、このほかに中国系、スペイン系、そして少数民族がいるが、フィリピン統計局は、これとは別にエスニック集団ごとの統計を示している（PSA 2023a）。これによると、2020年現在、最も人口規模が大きいのは中部ルソン地方を中心に居住するタガログ人（全人口の26.0%）で、フィリピン中部のビサヤ地方を中心に居住するビサヤ人（同14.3%）がつづく。その後は、ルソン島北部を主な居住地域とするイロカノ人（同8.0%）、ビサヤ地方のセブ島を故地とするセブアノ人（同8.0%）、同じくビサヤ地方イロイロ島を中心に居住するイロンゴ人（同7.9%）、ルソン島南部ビコール地方に多く居住するビコール人（同6.5%）等となっている¹。

フィリピンでは、宗教の問題が内政に大きな影響

を及ぼしてきた。フィリピンはキリスト教国であり、2020年時点で人口の78.8%がカトリック教徒、その他のキリスト教を含めると9割ほどがキリスト教徒である。他方、フィリピン南部のミンダナオを中心に約700万人（全人口の6.9%）のイスラム教徒が居住している。特に、ミンダナオ地方南西部の7州で構成されるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM）ではイスラム教徒は全人口の9割以上に達する（PSA 2023b）。

フィリピンが以上のような宗教別人口分布を持つようになったのには歴史的背景がある。スペインは1565年に最初の居留地をセブに設置した後、1571年にはマニラを建設して、16世紀末までにはルソン島からミンダナオ島北部までの低地部に支配を確立した。スペインは単一国家体制を構築し、カトリック教会に対して任命権を持つ総督の下で教会の大司教が総督代理となり、多くの聖職者がフィリピンに派遣され、カトリック教会は地方経済や政治を支配した。他方、15世紀までにはミンダナオ島と同島

1 これらのエスニック集団の地域性は正副大統領選挙や上院議員選挙における投票パターンに反映される。たとえば、2022年の大統領選挙では、ルソン島北部の北イロコス州出身のマルコス候補（イロカノ人）は北部ルソン地域での支持が高かったし、マルコス候補に大差で敗れたロブレド候補（ビコール人）も、自らの出身地域であるビコール地方では優勢だった（McCargo 2022）。

南西方面に位置するスルー諸島にイスラム教が浸透し、16世紀半ばまでにはスルタンを首長とする2つの王国が樹立されていた。これらのイスラム王国はスペインによる支配の試みに抵抗しつづけ、スペインはフィリピン統治の最終盤までイスラム地域を平定することができなかった（Wurfel 1988：2-4）。

イスラム地域が最終的に平定されたのはアメリカ統治期に入ってからであったが、これ以降キリスト教徒フィリピン人のイスラム地域への流入と土地の収奪によってイスラム教徒とキリスト教徒の間の軋轢が増加し、イスラム教徒はフィリピン人としてよりもイスラム教徒としてのアイデンティティを強化していった（Wurfel 1988：28-31）。そして、1960年代に両者の武力衝突が頻発するなか、1968年3月にコレヒドール島で軍事訓練を受けていたイスラム教徒の青年20名以上がキリスト教徒の将校に殺害された事件を一つのきっかけとして、70年代初頭にモロ民族解放戦線（MNLF）を中心として40年以上に及ぶ反政府武装闘争が開始された。この武力闘争の過程で、1996年にはミンダナオ島南西部とスルー地域を含むムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM）が樹立された。フィリピンは、スペイン統治期から一貫して単一国家であるが、ARMMは自治政府として一定の自治権を与えられた²。

2 フィリピン政治の特徴

フィリピン政治の歴史は、有力な政治家一族たちの歴史であったと言われる（McCoy 1994：1）。政治家一族は、複数の近親者が同時期にさまざまな公職—正副大統領、上院議員、下院議員、地方政府の首長・議員、政治任用による政府機関の幹部など—toに就き、他の公職者とのネットワークを強化利用し、また、世代を超えて公職者を輩出しつづける。このような政治家一族の中には、スペイン統治期において地方統治を委ねられることなどで権力基盤を作り上げた地方エリートに淵源を有する者もいるし、アメリカ統治期や独立後今日に至るまでの間に土地集積や企業経営などによって台頭してきた者もいる。

彼らは、公職に就くことによって得られるさまざまな権限—人事権、徴税権、許認可権限など—toを利用して、公共益よりも私益を優先させたり、私兵などの暴力装置を駆使して自らの政敵や批判者を暴力的に支配抑圧したりして自らの権力の存続をはかる。

政治家一族による政治支配を可能にしてきたものの一つが、パトロン—クライアント関係である。これは、社会経済的な上位者と下位者の間に形成される関係で、上位者（パトロン）がさまざまな保護を下位者（クライアント）に与え、下位者はその見返りとして上位者にさまざまなサービスを提供するというものである。これを政治家と有権者の関係でみると、政治家はさまざまな保護—金銭的、物質的な保護や、職をはじめとする様々な便益—toを有権者に与えて、有権者は政治的支持—toくに選挙の際の票—toを政治家に提供するという形をとる（西村 2019c：52）。このような関係は、スペイン統治期以前のフィリピン社会にすでに見られた。当時の最大の政治集団は、バランガイと称される100世帯足らずの規模の血族集団で、この集団はダトゥと呼ばれる首長によって率いられていた。首長は、集団の団結と平和を維持し、集団成員の物質的要求を満たすことが期待されており、また、土地を所有する首長とその庇護の下で土地を耕作する者の関係が形成されていた。これが今日パトロン—クライアント関係といわれるものの原型である（Wurfel 1988：1-3）。

もっとも、パトロン—クライアント関係が今日に至るまで形を変えずに続いてきたわけではない。都市化の進展とともに政治家と有権者の関係はより機会主義的になり、選挙の際にのみ機能するような「政治マシーン」を通じた集票が行われたりしている。しかし、政治家による有権者に対する利益の供与とその見返りとしての政治的支持という関係は今日でもフィリピン政治の重要な特徴であり続けている。

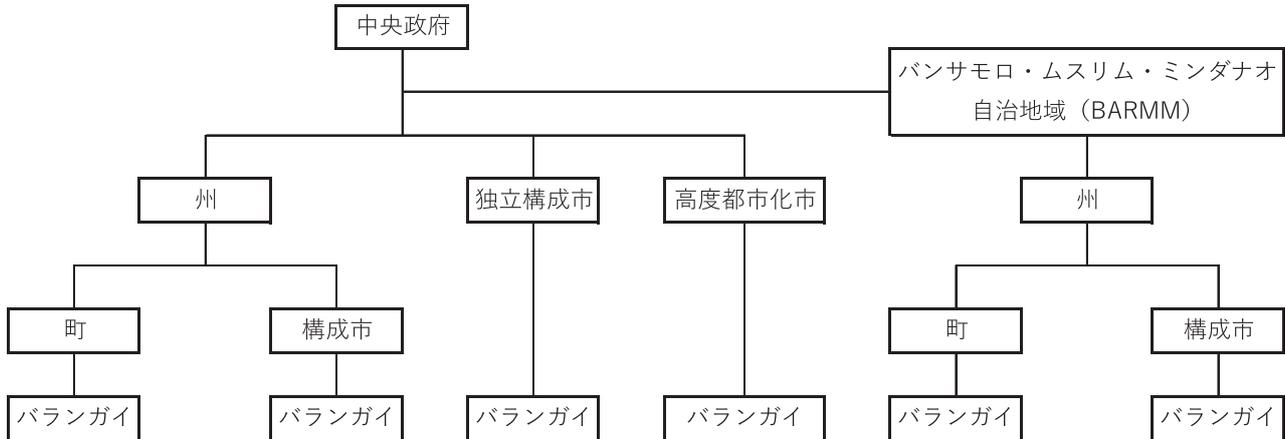
3 フィリピンにおける地方分権の歴史³

現在、フィリピンの地方自治制度は図1に示すようになっているが、本節では、フィリピンにおける

2 ARMM 樹立後も、MNLF から分離して活動していたモロ・イスラム解放戦線（MILF）を中心に反政府闘争はつづいた。その後、MILF は 2014 年 3 月 27 日にフィリピン政府と包括和平協定に調印。そして、ARMM は 2019 年に BARMM へと拡大・改組された。

3 本節および第 4 節は、西村謙一（2009a）をもとに大幅に修正を加えたものである。

図1 フィリピンの地方政府



(出所) 佐久間 (2012) 図1 をもとに筆者作成。

中央政府と地方政府の関係がどのように推移したのかをみてみよう。

(1) スペイン統治期

スペインは単一政府を樹立し、その下で中央集権化された行政システムが形成された。スペイン統治下では地方政府として州、市、町が設置されていたが、中央政府との関係は当時のスペインにおける政府間関係を模した階層的なものであった (Tadem and Atienza 2023b : 32)。さらに、総督を中心とする官僚機構に代ってカトリック教会が地方経済や政治を支配し、スペイン統治期以前からの地方有力者ダトゥの子孫は教会の助任司祭の支配下に置かれた。この時代の遺産は独立後まで引き継がれ、フィリピンの地方政府は中央集権化された行政メカニズムの下で中央による介入を期待するような心性を持ったとも指摘されている (Wurfel 1988 : 5)。

(2) アメリカ統治期

20世紀に入ってフィリピン統治を開始したアメリカは民主主義をフィリピンに導入し、また、この時期にすでに存在していたフィリピンの寡頭エリートに地方統治を委ねようとした (西村 2019a : 51)。とはいえ、アメリカがフィリピンの統治にあたって採用したのは中央集権的な体制であった。そして、中央—地方関係は、スペイン統治期の階層的な性格

を引き継ぐものであった。この理由としては以下の2点が挙げられる。第1に、地方政府内に自治の能力を有する公職者が十分にいなかった。第2に、アメリカの統治に対する軍事的な抵抗が続いていたため、地方を中央集権的に抑える必要があった (De Guzman et al. 1998 : 107)。

その後、アメリカのフィリピン統治は、フィリピンの独立準備期間であるコモンウェルス期 (1935年～1945年⁴) に入るが、この際に制定された1935年憲法は地方自治に関する条項を盛り込んでいなかった。さらに、同憲法は強力な大統領制を採用し、大統領は州や市などの地方政府に対して、全般的な監督権を有することとなった (第10条第7節)。大統領の権限がこのように強力なものになったのはコモンウェルス政府の大統領となったマヌエル・ケソンの考え方によるところが大きい。ケソン大統領は、単一国家のもとでは、大統領は国家的なリーダーシップを行使する大きな可能性を持っており、また、すべての地方政府は大統領が統括すべきであるとの信念を抱いていた。そのため、例えば1936年から1940年までの間、すべての市長が大統領によって任命されるなど、ケソン大統領の下では地方分権は進展しなかった (Wurfel 1988 : 76-77 ; Cariño 1998 : 71 ; De Guzman et al. 1998 : 108-109)。

4 ただし、1941年から45年までは日本軍による占領統治が行われたため、コモンウェルス政府は1941年で中絶することとなった。

(3) 独立後

フィリピンの地方分権化は1946年の独立後に一定の進展を見せた。まず、1959年に2つの法律が制定された。第1に、地方政府法改正法（共和国法2246号）である。この法律は、中央政府による州予算や事業に対するコントロールを弱め、市・町に事業税やライセンス税などの課税権を付与し、さまざまな事業への予算配分決定権を与えることなどを通じて、地方政府の予算面での自律性を強化した。第2に、市や町の下位に位置する地方政府としてバリオを位置づけ、これに関する規定を盛り込んだバリオ憲章（共和国法2370号）である。この法律は、バリオに一定の課税権を付与し、住民選挙によって選出されるバリオ役員からなる議会を設置して立法権を与えることなどを定めている。この後、1967年に分権化法（共和国法5185号）が制定された。この法律は、地方政府の財政基盤を拡大し、首長の人事権と行政権を強化した。しかし、これらの法整備にもかかわらず、地方政府は財政面、人材面で脆弱で、中央政府への依存度が大きいままであった。特に農村部の地方政府は財政基盤が極めて弱く、自律的な行政運営は行い得なかった（Cariño 1998 : 71-72 ; De Guzman and Reforma 1998 : 37 ; De Guzman et al. 1998 : 109-110 ; Brillantes, Jr. 2002 : 30-31）。

独立後の地方分権化への流れは、フェルディナンド・マルコス大統領が1972年に戒厳令を施行したことによって遮断された。戒厳令によって議会を停止し、軍部に対する支配を強化するなどして独裁体制を構築したマルコス大統領は、地方選挙を停止し地方政府の首長の任免権も一手に握るなど、地方政府の自律性を奪った。他方で、1973年に新たに制定された憲法は、国家が地方政府—特にバリオーの自治を保証しその発展を確保すべきことを定め（第2条第10項）、地方政府に関する独自の条項（第11条）の中で、地方政府法の起草に関する規定（同条第2項）を設けた。その上で、地方政府が法律の範囲内で独自の財源を確保し、税金を徴収する権限を有し（同条第5項）、共通の事業のために地方政府が協力し合うこと（同条第4項2）を認めた。

しかし、マルコス独裁体制の下では、これらの憲法の規定が地方政府の自律性を強化することはな

かった。マルコス政権は、全国をいくつかの地域（Region）に分割し、各地域に中央政府の地方事務所を設置した。そして、地域開発評議会を設置して地域ごとに策定された開発計画を積み上げる形で国土開発を実施するシステムを構築した。これらの措置によって、地方政府は中央政府によってより組織的に管理されるようになり、中央—地方の垂直的関係は強化された（De Guzman and Reforma 1998 : 37）。その後、1983年には1973年憲法を受けて地方政府法（Batas Pambansa 337）が制定されたが、この運用にあたっては中央政府による地方政府の管理監督に重点が置かれた（Cariño 1998 : 72）。

4 1987年憲法体制下の地方分権

マルコス大統領が1986年2月に政権を追われ、コラソン・アキノ政権が誕生すると、フィリピンは民主主義の再生に向けて動き出した。

同政権は、民主主義再生という目標との関連で地方分権化を重要な課題として打ち出した。この背景には、以下のような考え方があった（Tadem and Atienza 2023a）。第1に、地方政府は、地域住民のニーズに対して国よりも敏感に反応できる。第2に、地方政府に権限を委譲することで、住民のニーズに対応する地方政府の能力が高まる。第3に、マニラ首都圏など大都市部に比して地方の開発が軽視され、地域格差も存在する現状を打破して全国均一な発展を実現する必要がある。第4に、住民参加の仕組みを組み込むことによって地方政治と地方開発計画プロセスの民主化を実現し、フィリピンの民主主義を発展させることができる。

地方分権の必要性は1987年憲法に明記されている。同憲法は第11条第2項で地方政府が「真正の意味ある自治を享受すること」を謳い、第5項から第7項で自治のための財政基盤を強化することを定めた。その上で、第3項によって、議会に対して、地方自治を強化するための法整備を行うことを求めた。これを受けて制定されたのが1991年地方政府法である。同法の特徴は、(1) 基礎的サービスの計画策定および実施の権限を地方政府に委譲したこと、(2) 地方政府の財政基盤の強化を図ったこと、(3) 地方行政への住民参加を規定したことである（Tapales, et al. 1998 : 189 ; Bautista, et al. 2002 :

75 ; Tapales 2002 : 49-50)。

(1) 権限の委譲

同法は第 17 条 a 項で、地方政府が、委任された国家機関および省庁の機能および責任を行使し、種々の基礎的サービスを効率的かつ効果的に提供するのに必要なあるいは付随する責任や権限を行使することを定める。同法が例示する基礎的サービスは、農漁業、医療保健衛生、社会福祉、廃棄物処理、環境保護、共同体森林管理、道路・橋梁、井戸・水道、灌漑施設、多目的ホール・公園などの公共施設、住宅、情報・図書サービス、公設市場、公立学校校舎の建設・維持管理、観光、地元への投資支援など多岐にわたる（佐久間 2012 : 179-180）。そして、これらの事業の円滑な実施を担保するために各種の規制権限も地方に委譲された。その代表的なものは、農地転用規制、環境規制、食品検疫、建築基準規制、宅地計画の許認可、営業許可等である（Brillantes, Jr. 2002 : 33-34 ; 佐久間 2012 : 180）。

(2) 人的資源および財政基盤の強化

地方政府がこれらの業務を実施するためには、人材、施設、財政における能力向上が必要になる。人材に関しては、1991 年地方政府法の第 17 条 i 項が中央政府職員の地方政府への移籍を規定している⁵。同法施行後、移管業務の多い保健省、農業省、社会福祉開発省を中心として、中央政府から地方政府への職員の移籍が行われ、その総数は 7 万人を超えた（佐久間 2012 : 180）。

財政については、地方政府の課税権限と手数料等による収入の可能性を拡大して地方政府が利用できる財源を増やし、それぞれの管轄区域内の国富と資源の利用と開発から得られる収益について公平な分配を受ける権限を与え、国税からの適正な配分を自動的に受けることとした（同法第 18 条）。

国税からの配分で重要なのが内国歳入割当金である。1991 年地方政府法は第 284 条で、3 会計年度前

の内国歳入割当金の地方政府への配分割合を引き上げて 40% とすることを定めている。そして、第 285 条によって、割当金のうち州と市が 23% ずつ、町が 34%、バラングイが 20% の分配を受けること、州・市・町各層の地方政府については 25% 分を均等に分配し、残りのうち 50% を人口、25% を面積に従って分配することが定められた。また、同条は、人口 100 人以上のバラングイの分配額が年間 8 万ペソを下回らないようにしたうえで、バラングイへの割当金の分配については 40% を均等に分配し、60% を人口に応じて分配することとしている。

(3) 住民参加

1991 年地方政府法は、地方政府の政策決定・実施過程への住民参加に関しても具体的な規定を有する。まず、第 4 章（第 34 条～ 36 条）において地方政府が住民組織や NGO と連携し、彼らの活動を奨励し支援することを定め、また、地方行政への住民参加を確保するための具体的な手段として地方特別会議への住民参加を規定した⁶。中でも地方開発評議会は地方の開発計画の策定を行う重要な機関であり、これへの NGO や住民組織などの参加は開発計画過程への住民参加を実効的なものにするという点で注目すべきである。実際に、住民代表を含めたすべての評議会議員が参加する総会の実施回数が多いほど、地方政府の開発計画策定と資源配分利用におけるパフォーマンスが有意に向上することが見出されている（西村 2019b）。この他にも、同法は、第 41 条によって、社会的に周辺化されたセクター代表の地方議会への参加も規定している（西村 2009b）。

住民参加との関連では、国家予算編成を参加型プロセスで行うことを目的とする「ボトムアップ型予算編成」が 2012 年から導入された。この制度では、各地方政府に設置され、市民社会組織も参画する「地域貧困削減アクションチーム（LPRAT）」が地元で実施すべき事業を提案する。これらの提案は地域

5 同項はまた、中央政府各官庁の記録、設備、その他の資産の地方政府への移転も規定する。

6 同法に規定されている地方特別会議には、地方入札委員会（Local Prequalification, Bids and Awards Committee、2003 年政府調達改革法によって Bids and Awards Committee に改組）、地方学校委員会（Local School Board）、地方保健委員会（Local Health Board）、地方開発評議会（Local Development Council）、地方平和秩序評議会（Local Peace and Order Council）がある。

(Region) レベルのチームに提出され、ここで審査のうえ有効性が確認された事業は、関係する国の政府機関に送られて予算案に盛り込まれる。ただし、この制度は、全国的に適用されたのが2015年と新しく、市民社会組織の強化や彼らの活動に対する支援の必要性などが指摘されている (PIDS 2015)。

5 地方政府が抱える問題点と対応

地方分権化によって大幅に権限を拡大し、人事面や財政基盤の強化をはかり、また住民参加の仕組みを導入することによって、民主的な地方自治を促進することが期待されている地方政府だが、実際の自治運営においては多くの問題に直面している。

(1) 人材の不足

第1に、権限の委譲に伴って増加した業務を遂行することができる有能な人材の不足という問題がある。特に農村部の小規模な地方政府では、能力のある職員の採用が容易ではない。さらに、国の機関から地方政府に移籍した者は地方で働く経験が不足しており、彼らと地方政府生え抜きの職員の間でのコミュニケーションの問題も指摘されている (Atienza 2006; Tadem & Atienza 2023b)。

この問題は、フィリピンの政治の特質にも関わる。政治家と有権者の間に互酬関係が働くフィリピンでは、地方政府の首長は支持者に対して便益を与える必要があるが、地方政府の臨時職員としての雇用がその1つになっているのである。表1を見ると、地方政府職員と中央政府職員をあわせた場合、公務員試験に拠らずに採用されている者は11.2%にとどまるが、地方政府職員のみを見るとその割合は3割を超える。このことは、地方政府において臨時採用の

職員数が相対的に多いことを意味する。もちろん公務員試験に拠らずに採用された職員の中には、学歴や職歴に関する要件を考慮して採用された幹部職員もおり、彼らは一定の能力を持っている。しかし、地方政府には選挙時を含めたさまざまな支援の見返りとして、能力に関わらず首長の一存で雇用されている者もおり、彼らが地方政府の業務を要求されるレベルで遂行するとは考えにくい。

(2) 開発計画策定における中央政府の支配

地方分権化によって地方政府に多くの権限が委譲され、住民参加による開発計画策定メカニズムも導入されたが、地方政府の開発計画に対する中央政府の強い影響力は未だに残っている (Tadem & Atienza 2023b: 50-51)。中央政府は、国家経済開発庁 (NEDA) による包括的開発計画策定を通じて、地方も含めた政府全体の開発プログラムを決定している。この過程では、地域開発における中央政府と地方政府の連携が不足しがちになり、様々なレベルの政府間における機能の重複と不明確な業務の割り振りもあるため、地方政府は予算の再編成を余儀なくされることが多い。2012年から導入された「ボトムアップ型予算編成」がこの問題に効果的に対処できるか、あるいはこの問題の影響を受けて十分に機能できなくなるかについて、注視していく必要があるだろう。

(3) 脆弱な地方財政と対応策

地方分権化がスタートして以降、常に指摘され続けているのは、地方政府の独自予算の財源が小さいということである。これは裏を返せば外部からの財政移転への依存度が高いということでもある。特に、

表1 採用方法別の政府職員数 (2023年6月30日現在)

	地方政府職員数	地方政府職員と中央政府職員の合計
公務員試験を通じた採用者 (Career service)	341,213 69.5%	1,751,975 88.8%
公務員試験に拠らない採用者 (Non-career service)	149,940 30.5%	221,325 11.2%
合計	491,153 100.0%	1,973,300 100.0%

(出所) Civil Service Commission のデータより筆者作成。

内国歳入割当金への依存度の高さが突出している。

表 2 内国歳入割当金への依存率 (2022 年度)

州	87.1%
市	72.1%
町	87.0%

(出典) 財務省地方政府財務局データより筆者作成。

表 2 をみると、州、町は 87%、市も 72% という依存率の高さを示している。このことは、予算に対する中央政府の影響が大きくなるということを意味する。

他方で、地方政府にとっては、内国歳入割当金は基礎的サービスの提供やその他の開発資金調達のための最大の財源となっている。このため、地方政府は長年にわたって財政移転の拡大を求め続けてきた (Senate 2022)。この地方政府の要望を背景として、2018 年に、2 名の下院議員がそれぞれ内国歳入割当金の算出方法の修正を求めて最高裁判所 (SC) に提訴した。これを受けて SC は 1991 年地方政府法第 284 条にある「内国歳入」という表現が違憲であるとし、地方政府への割当金の算出は内国歳入のみではなくすべての国税をもとに行われるべきであるとの決定を下した。そして、2022 年には新たな算出方法による国税からの割当金配分が実施され、地方政府への割当金は前年比 37.89% 増の 9,590.4 億ペソに達した。また、これによって内国歳入割当金の 40% を地方政府に配分するとの 1991 年地方政府法の規定に沿うことが可能になる⁷ (Senate 2022)。

6 おわりに

フィリピンの地方政府は、1987 年憲法体制の下で中央政府から大幅な権限の委譲を受けて、人事的にも財政的にも自律性を高めることが期待されてきた。しかし、現実には人材の不足、財政基盤の弱さ、中央政府による政策面での介入などにより、自律性を十分に発揮するには至っていない。

財政面では、国税からの財政移転の規模を引き上げるための改革が実施され、今後、地方政府の財政力が多少なりとも引き上げられる可能性はある。し

かし一方で、これまでも内国歳入割当金に大きく依存してきた地方政府がこの改革によって独自の財源確保への意欲を弱める懸念は否定できない。さらに、パトロン-クライアント関係が支配的な政治風土の中で、地方政府内の予算配分がゆがめられたり、中央政府との関係において地方政府の自律的な行政執行がさらに損なわれたりする可能性もあるだろう。

フィリピンの地方政府が自律性をより高めることができるか否か、今後の推移を注視していく必要があるだろう。

参考文献

<日本語文献>

佐久間美穂 (2012) 「フィリピンの地方政府— 地方分権化と開発—」 船津鶴代・永井史男編『変わりゆく東南アジアの地方自治』日本貿易振興機構アジア経済研究所、pp.165-198.

西村謙一 (2009a) 「フィリピンにおける地方分権化論」『大阪大学留学生センター研究論集多文化社会と留学生交流』13号、pp.31-43.

西村謙一 (2009b) 「フィリピン市民社会論」田坂敏雄編『東アジア市民社会の展望』御茶の水書房

西村謙一 (2019a) 「地方分権化後の自治体における政策決定過程」永井史男・岡本正明・小林盾編著『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析』晃洋書房、pp.49-68.

西村謙一 (2019b) 「フィリピン地方自治における開発評議会の効果— 住民参加制度は自治体のパフォーマンスにいかなる影響を与えるのか—」永井史男・岡本正明・小林盾編著『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析』晃洋書房、pp.89-107.

西村謙一 (2019c) 「誰が政策過程に参加するのか? — フィリピン政治の変化の可能性—」戸田真紀子・三上貴教・勝間靖編著『〈改訂版〉国際社会を学ぶ』晃洋書房、pp.48-62.

<外国語文献>

Atienza, M. E. L. (2006). Local Governments and Devolution in the Philippines, in Morada N. M.

7 フィリピン上院のレポートによると、修正前は内国歳入割当金の 3 割程度しか地方政府に配分されていなかった (Senate 2022)。

- & Tadem, T. S. E. (eds.). *Philippine Politics and Governance*, Quezon City: Department of Political Science, University of the Philippines, pp.415-439.
- Bautista, V. A., Joaquin, M. E. T. and Santiago, E. V. (2002). Philippine Experience in Health Service Decentralization, in Tapales, P. D. and Brillantes, A. B. Jr. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 3)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.73-100.
- Brillantes, A. B. Jr. (2002). Decentralized Democratic Governance Under the Local Government Code: A Governmental Perspective, in Tapales, P. D. and Brillantes, A. B. Jr. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 3)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.27-48.
- Cariño, L. V. (1998). Governance in Local Communities: Towards Development and Democracy, in Tapales, P. D. et al. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 1)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.67-83.
- De Guzman, R. P. and Reforma, M. A. (1998). Decentralization towards Democratization and Development in the Asian Pacific Region, in Tapales, P. D. et al. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 1)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.21-66.
- De Guzman, R. P., Reforma, M. A., and Panganiban, E. M. (1988). Local Government, in De Guzman, R. P. and Reforma, M. A. (eds.). *Government and Politics of the Philippines*. Singapore: Oxford University Press, pp.207-240.
- De Guzman, R. P., Reforma, M. A., and Panganiban, E. M. (1998). The Evolution of Local Government in the Philippines, in Tapales, P. D. et al. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 1)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.103-120.
- McCargo, D. (2022). Philippine Elections 2022: Why Leni's Fifteen Million Votes Were Not Enough, *Contemporary Southeast Asia: A Journal of International and Strategic Affairs*, 44 (3), pp.357-366.
- McCoy, A. (1994). An Anarchy of Families: The Historiography of State and Family in the Philippines, in McCoy A. (ed.), *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, pp.1-32.
- Philippine Institute for Development Studies (PIDS). (2015). Bottom-up Budgeting: People's participation at work, *Economic Issue of the Day* 15 (1), July 2015.
- Philippine Statistics Authority (PSA). (2021). *2020 Census of Population and Housing (2020 CPH) Population Counts Declared Official by the President*. (<https://psa.gov.ph/statistics/population-and-housing/node/164786>).
- Philippine Statistics Authority (PSA). (2023a). *Ethnicity in the Philippines (2020 Census of Population and Housing)*. (<https://www.psa.gov.ph/content/ethnicity-philippines-2020-census-population-and-housing>).
- Philippine Statistics Authority (PSA). (2023b). *Religious Affiliation in the Philippines (2020 Census of Population and Housing)*. (<https://psa.gov.ph/content/religious-affiliation-philippines-2020-census-population-and-housing>).
- Senate (2022). *IRA in 2022: At A Glance*, Senate of the Philippines. (https://legacy.senate.gov.ph/publications/SEPO/AAG%20IRA%20in%202022__21March2022.pdf)
- Tadem, T. S. E. and Atienza, M. E. L. (2023a). Introduction: The Search for Alternative Models for Responsible Local Governance, in Tadem, T. S. E. and Atienza, M. E. L. (eds.).

- A Better Metro Manila?* London: Palgrave Macmillan, pp.1-27.
- Tadem, T. S. E. and Atienza, M. E. L. (2023b). The Evolving Empowerment of Local Governments and Promotion of Local Governance in the Philippines, in Tadem, T. S. E. and Atienza, M. E. L. (eds.). *A Better Metro Manila?* London: Palgrave Macmillan, pp.29-86.
- Tapales, P. D. (2002). The Philippine Local Government System and Decentralized Development, in Tapales, P. D. and Brillantes, A. B. Jr. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 3)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.49-58.
- Tapales, P. D., Padilla, P. L., Joaquin, M. E. T., and Santiago, E. V. (1998). Managing Change in Local Government: Issues and Concerns in Organization Development, in Tapales, P. D. et al. (eds.), *Local Government in the Philippines: A Book of Readings (Vol. 1)*. Quezon City: University of the Philippines, pp.187-202.
- Wurfel, D. (1988). *Filipino Politics: Development and Decay*. Cornell University Press.